

独立行政法人国際交流基金 御中

令和8年1月21日公示の「国際交流基金における社会保険労務士法第2条第1項各号に定める業務」に係る入札（以下「本件入札」という。）参加にあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

1. 参加者は、本件入札参加によって知り得た国際交流基金（以下「JF」という。）に関する機密情報（以下「本件機密情報」という。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の本件機密情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。
2. 参加者は、本件入札参加中及び参加後において、本件入札に従事する参加者の従業員に使用させる場合を除き、本件機密情報を第三者に提供・開示しません（ただし、法令の定めに基づき又は権限のある官公庁から要求があった場合を除きます）。
3. 参加者は、本件機密情報について、本件入札参加の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製又は改変しません（ただし、事前にJFから書面による承諾を受けた場合を除きます）。
4. 参加者は、本件入札の参加が終了したときまたは参加を取りやめたときは、本件機密情報（前項において甲の承諾のもと複製した場合には、当該複製物を含む。）を直ちに返還するか、又は、本件機密情報の返還が不可能ないし著しく困難な場合には、JFの指示に従い適切な方法により廃棄します。
5. 参加者は、前4項に違反する事態が発生したことを知ったときは、直ちにJFに報告し、JFの指示に従います。
6. JFは、本件機密情報の適切な取扱いのために必要があると認めるときは、参加者に本件機密情報の管理状況を報告させ、又は参加者に対して当該管理状況を改善すべきことを指示することができるものとし、参加者は、正当な理由のない限り、この指示に従わなければならないものとします。
7. JFは、参加者の本件機密情報の管理状況について、通常の営業時間内に事前連絡の上、検査し、又は必要な資料の提出を求めることができるものとし、参加者は、この検査又は資料提出を、正当な理由のない限り、拒むことができないものとします。
8. 参加者は、本件機密情報を利用する参加者の従業員を必要最小限に限るとともに、当該従業員に対し、本項において参加者が負う義務と同様の義務を負わせるものとします。
9. JFは、参加者が第1項から前項までの規定のいずれかに違反したときは、直ちに参加者の本件入札への参加を取り消すことができるものとします（ただし、他の事由による参加取り消しを妨げるものではありません）。
10. 参加者が第1項から第8項までの規定に違反したことにより、JF又は第三者に損害を与えたときは、参加者はその損害を賠償するものとします（ただし、このことは、JFが他の事由による損害賠償請求を妨げるものではありません）。
11. 参加者が本件入札参加によって知り得た情報のうち、第1項に定める本件機密情報以外の情報であって、JFが機密である旨を明示した情報については、第1項から前項までの規定を準用します。

令和8年 月 日

本件入札参加者 住 所
法人名
代表者氏名

印